

農 水 第 942 号
令和8年7月15日

各 位

杵築市長 永 松 悟
(農林水産課 農業振興係扱い)

杵築市農林水産業者経営継続支援事業補助金の交付について

平素から、本市の農林水産行政に対しまして、多大なるご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、市報等で既にお知らせしておりますが、杵築市では、近年の燃料費、資材費などの物価高騰の影響により経営が圧迫されている農林水産業者を支援するため、物価高騰に係る経費増加分の一部に対して補助金を交付します。つきましては、下記をご確認のうえ、期限までにお手続きいただきますようお願い申し上げます。

記

1.補助金対象者

市内に住所を有する個人、または市内に本店・主な事務所がある法人のうち、以下のいずれかに該当し、かつ市税等の滞納がない方(市と納付計画を作成した方を含む)。

ア. 認定農業者

イ. 認定新規就農者

ウ. 大分県漁業協同組合杵築支店に所属する漁業者または水産加工業者

エ. 農林業に係る事業収入が、個人にあつては令和7年分において、法人にあつては直近の事業年度において、それぞれ50万円以上ある方。

2.補助金額

経費(専従者給与(控除)は除く)×3.8% ※千円未満切捨、上限10万円(下限1万円)

3.受付期間・提出先

令和8年6月1日(月)～令和8年8月31日(月)(土日祝を除く)

農林水産課(山香振興課および大田振興課でも提出できます。)

4.必要書類

個人の方は令和7年分の所得税の確定申告書・収支内訳書の写しまたは令和8年度分市民税申告書の写し、法人経営の方は直近分の決算報告書(損益計算書等)をご提出ください。いずれも振込口座の通帳の写しが必要です。

なお、申請書は上記提出先の窓口に備え付けています。

【お問い合わせ先】

杵築市役所農林水産課

電話：0978-62-1809